

令和3年定例会 防災県土整備企業常任委員会 所管事項説明資料

【経営関係】

1	令和3年度の組織体制について	1
2	令和3年度当初予算のポイント・主要事業	3
3	令和2年度決算見込みの概要について	6

【事業関係】

1	水道用水供給事業	8
2	工業用水道事業	15
3	電気事業（RDF焼却・発電事業）	20

〔資料〕

○	企業庁事務分掌（本庁）	23
○	「三重県企業庁経営計画」改定方針	25

〔別冊〕

○	令和3年度三重県企業庁事業概要「水の恵み」	
---	-----------------------	--

令和3年5月26日

企業庁

【経営関係】

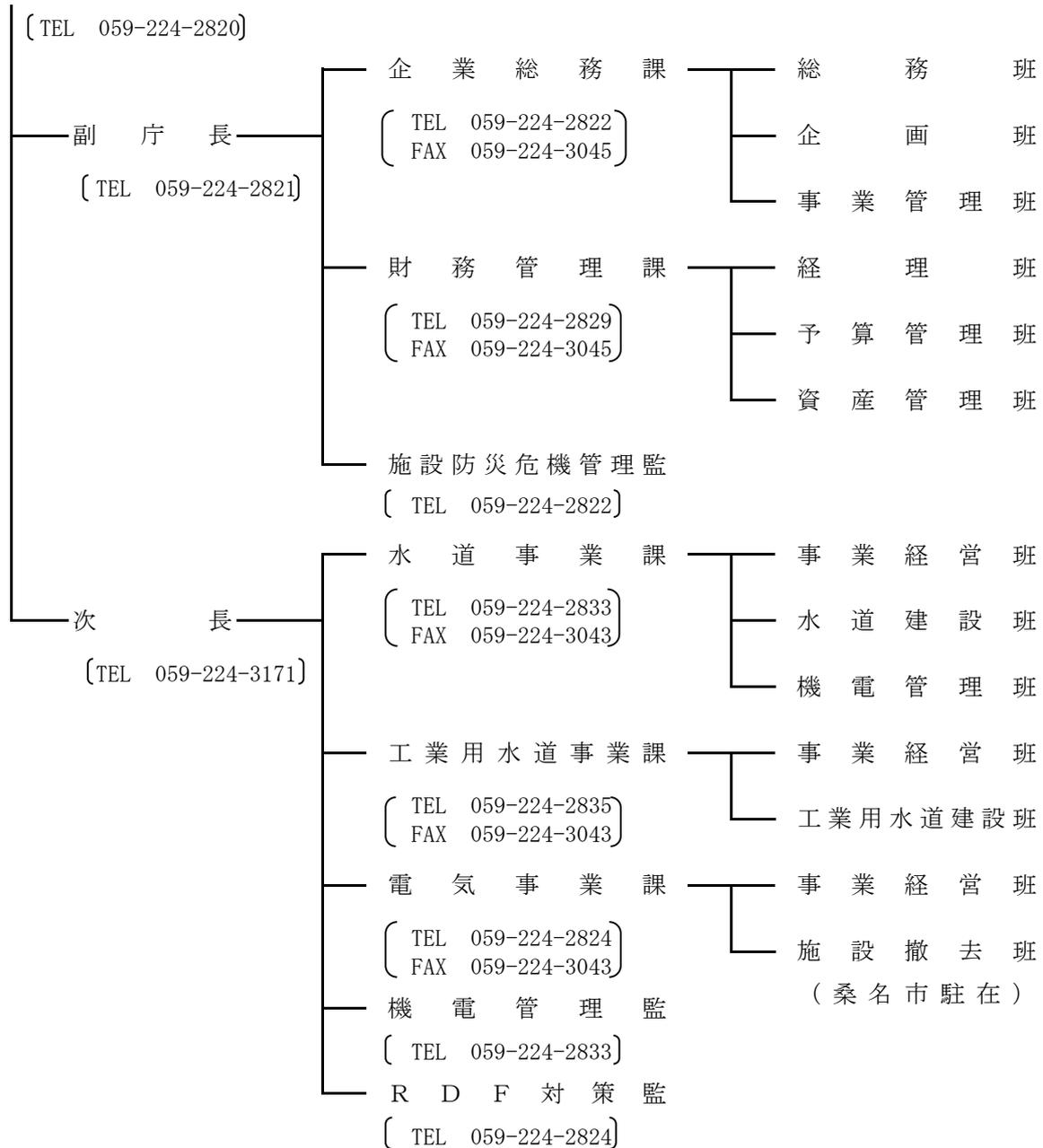
1 令和3年度の組織体制について

(1) 組織図 (5課4事業所)

(令和3年4月1日現在)

① 本 庁 〒514-8570 津市広明町13

企業庁長〔公営企業管理者〕



(2) 職員数

① 本 庁

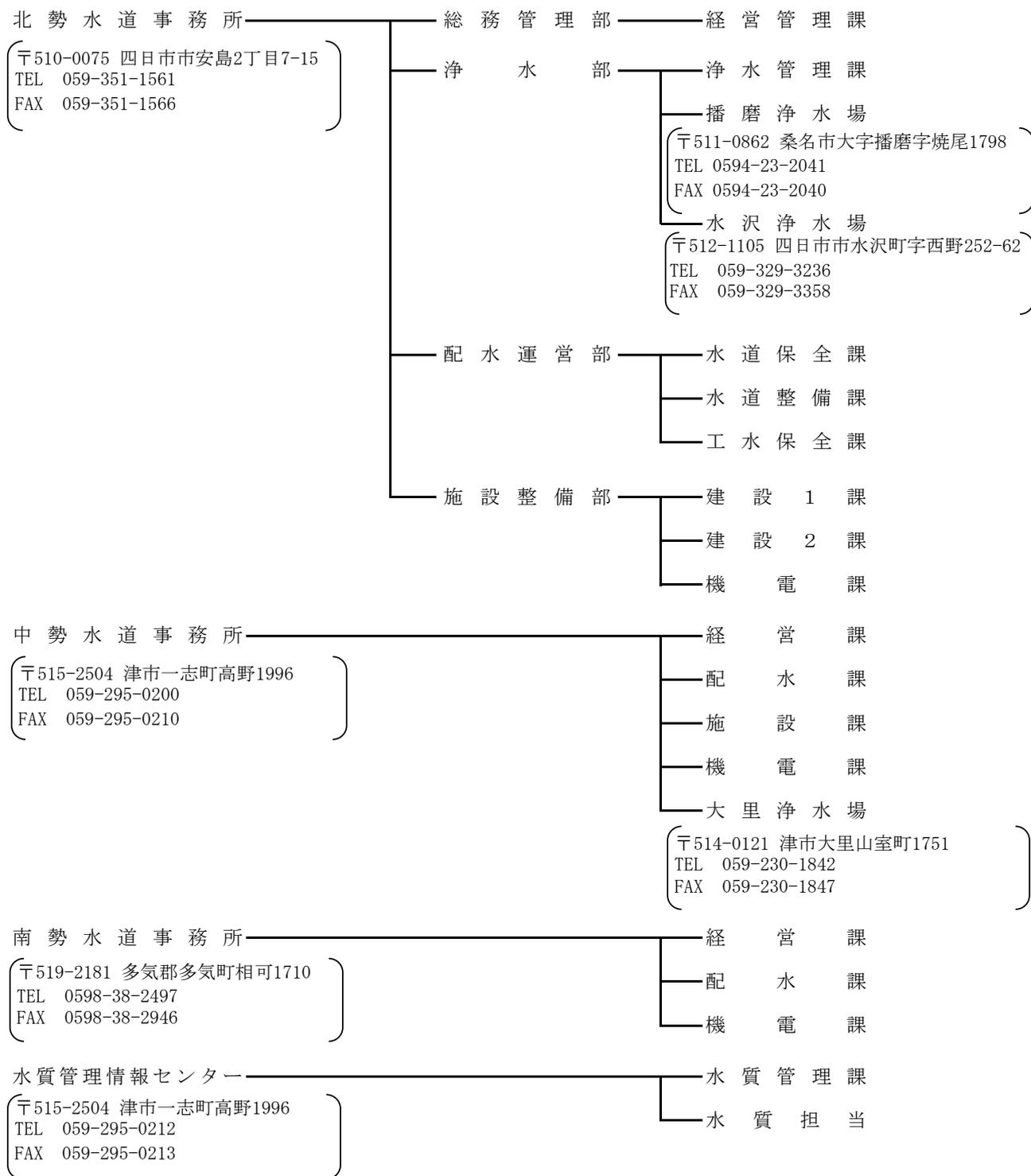
区 分	職員数
副庁長・次長・施設防災危機管理監・機電管理監・R D F 対策監	5
企業総務課	14
財務管理課	12
水道事業課	11
工業用水道事業課	9
電気事業課	7
小 計	58

② 事業所

区 分	職員数
北勢水道事務所	65
中勢水道事務所	27
南勢水道事務所	17
水質管理情報センター	11
小 計	120

合 計	①+② 178
-----	------------

② 事業所



(3) 職員数の推移

	H29		H30		R元		R2		R3	
	人数	増減								
本庁	61	△3	61	—	61	—	61	—	58	△3
事業所	125	1	124	△1	124	—	119	△5	120	1
計	186	△2	185	△1	185	—	180	△5	178	△2

2 令和3年度当初予算のポイント・主要事業

(1) 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁においては、三重県企業庁経営計画（以下「経営計画」という。）に掲げた「県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献する」という経営理念の実現に向けて事業運営を行っています。

令和3年度当初予算については、経営計画の取組を的確に進めていくことを基本におき、水道・工業用水道事業では、将来、発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備え、より一層、耐震化を進めるとともに、老朽化対策等を着実に実施します。

電気事業では、引き続き、関係市町等と連携し、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて取り組むとともに、RDF焼却・発電施設の撤去等の取組を進めていきます。

(2) 主な重点項目

ア 強靱な水道及び工業用水道の構築

予算額 9,281,532千円

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できる状態を維持するため老朽化対策等に取り組み、強靱な水道及び工業用水道の構築をめざします。

(ア) 水道施設改良事業

予算額 4,549,559千円

水道用水を安定的に供給できる施設機能を維持するため、北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業の施設の更新や改良等を計画的に行います。

- ①耐震化 999,931千円
 - ・内径450耗送水管布設替工事（桑名市） 他
- ②老朽化対策 1,750,384千円
 - ・中勢水道事務所管内遠方監視制御設備取替工事（津市） 他
- ③その他（配水運用の強化など） 1,799,244千円
 - ・大里浄水場沈澱池ほか機械設備設置工事（津市） 他

(イ) 工業用水道施設改良事業

予算額 4,731,973千円

工業用水を安定的に供給できる施設機能を維持するため、北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業の施設の更新や改良等を計画的に行います。

- ①耐震化 978,330千円
 - ・伊坂浄水場耐震補強工事（四日市市） 他
- ②老朽化対策 2,763,125千円
 - ・内径1800耗制水弁取替工事（桑名市） 他
- ③その他（配水運用の強化など） 990,518千円
 - ・内径500耗連絡管布設工事（四日市市） 他

イ RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けた取組 予算額 845,957千円

令和2年度において、RDF焼却・発電施設撤去設計を終え、撤去に係る工事請負契約を締結しました。

引き続き、関係市町等と連携し、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて取り組むとともに、施設撤去については、安全対策、環境対策などに配慮して工事を進めます。

(ア) 電気事業 予算額 845,957千円

RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて、施設撤去工事等の取組を進めます。

・RDF焼却・発電施設撤去等工事（桑名市）

令和3年度当初予算 会計別総括表

(単位:千円)

	年度	収益的収入 (A)	収益的支出 (B)	収益的収支差 (A)-(B)	純損益 (税抜き)	資本的収入 (C)	資本的支出 (D)	資本的収支差 (C)-(D)
水道事業	2	9,746,382	9,431,007	315,375	1,872	3,135,344	8,239,419	△5,104,075
	3	10,167,750	9,936,551	231,199	4,298	2,223,079	6,513,469	△4,290,390
	増減	421,368	505,544	△84,176	2,426	△912,265	△1,725,950	813,685
	前年対比	104.3%	105.4%	73.3%	229.6%	70.9%	79.1%	-
工業用水道事業	2	6,289,207	6,041,543	247,664	5,907	4,669,519	7,476,556	△2,807,037
	3	6,303,488	6,042,260	261,228	3,076	2,628,350	6,006,304	△3,377,954
	増減	14,281	717	13,564	△2,831	△2,041,169	△1,470,252	△570,917
	前年対比	100.2%	100.0%	105.5%	52.1%	56.3%	80.3%	-
電気事業	2	2,029	765,405	△763,376	△739,589	901,988	-	901,988
	3	1,196	1,430,679	△1,429,483	△1,351,800	-	-	-
	増減	△833	665,274	△666,107	△612,211	△901,988	-	△901,988
	前年対比	58.9%	186.9%	-	-	皆減	-	皆減
合計	2	16,037,618	16,237,955	△200,337	△731,810	8,706,851	15,715,975	△7,009,124
	3	16,472,434	17,409,490	△937,056	△1,344,426	4,851,429	12,519,773	△7,668,344
	増減	434,816	1,171,535	△736,719	△612,616	△3,855,422	△3,196,202	△659,220
	前年対比	102.7%	107.2%	-	-	55.7%	79.7%	-

令和3年度当初予算 会計別支出予算総額

(単位：千円)

	年度	収益的支出 (A)	資本的支出 (B)		支出総計 (A) + (B)
				うち建設改良費	
水道事業	2	9,431,007	8,239,419	6,306,778	17,670,426
	3	9,936,551	6,513,469	4,622,713	16,450,020
	増 減	505,544	△1,725,950	△1,684,065	△1,220,406
	前年対比	105.4%	79.1%	73.3%	93.1%
工業用水道事業	2	6,041,543	7,476,556	6,376,317	13,518,099
	3	6,042,260	6,006,304	4,983,243	12,048,564
	増 減	717	△1,470,252	△1,393,074	△1,469,535
	前年対比	100.0%	80.3%	78.2%	89.1%
電気事業	2	765,405	-	-	765,405
	3	1,430,679	-	-	1,430,679
	増 減	665,274	-	-	665,274
	前年対比	186.9%	-	-	186.9%
合計	2	16,237,955	15,715,975	12,683,095	31,953,930
	3	17,409,490	12,519,773	9,605,956	29,929,263
	増 減	1,171,535	△3,196,202	△3,077,139	△2,024,667
	前年対比	107.2%	79.7%	75.7%	93.7%

3 令和2年度決算見込みの概要について

(1) 損益計算書及び貸借対照表（令和2年度決算見込み）

ア 損益計算書

損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る令和2年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、水の供給に伴う料金収入等です。

費用の主なものは営業費用であり、施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費等です。

（単位：百万円・税抜き、％）

	水 道		工業用水道		電 気	
	R2	対前年度比	R2	対前年度比	R2	対前年度比
営業収益	8,131	99.2	5,401	100.1	0.0	0.0
営業費用	8,250	97.6	5,229	100.5	193	16.9
営業損益	△119	46.3	172	90.2	△193	35.8
営業外収益	1,003	116.4	366	96.7	2	8.3
営業外費用	513	118.2	197	90.4	2	460.7
経常損益	372	216.5	341	97.0	△194	37.4
特別利益	-	-	-	-	-	皆減
特別損失	-	-	-	-	300	122.7
純損益	372	216.5	341	97.0	△494	69.6
前年度繰越利益剰余金等	172	50.5	352	81.4	-	皆減
当年度未処分利益剰余金	543	106.2	693	88.4	△494	14.7

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。（貸借対照表も同じ）
単位未満の金額は小数点第1位まで表記しています。

イ 貸借対照表

貸借対照表は、各事業の令和2年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産の主なものは管路や浄水場等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債（1年以内償還分）や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

資本は、資本金と剰余金で構成されます。

（単位：百万円・税抜き、％）

	水 道		工業用水道		電 気	
	R2	対前年度比	R2	対前年度比	R2	対前年度比
固定資産	120,551	99.2	111,291	101.6	364	28.8
流動資産	11,812	98.5	8,492	105.8	3,164	36.9
資産合計	132,363	99.1	119,782	101.9	3,529	35.9
固定負債	16,031	89.5	24,124	108.5	166	106.9
流動負債	2,375	87.0	1,390	92.5	46	55.2
繰延収益	22,179	100.6	16,931	98.5	-	-
負債合計	40,586	95.1	42,445	103.7	212	89.0
資本金	90,365	101.0	75,416	101.0	3,811	29.4
剰余金	1,412	102.3	1,921	95.5	△494	14.7
資本合計	91,777	101.0	77,337	100.9	3,317	34.6
負債資本合計	132,363	99.1	119,782	101.9	3,529	35.9

(2) 長期債務（企業債残高）の状況（令和2年度末現在）

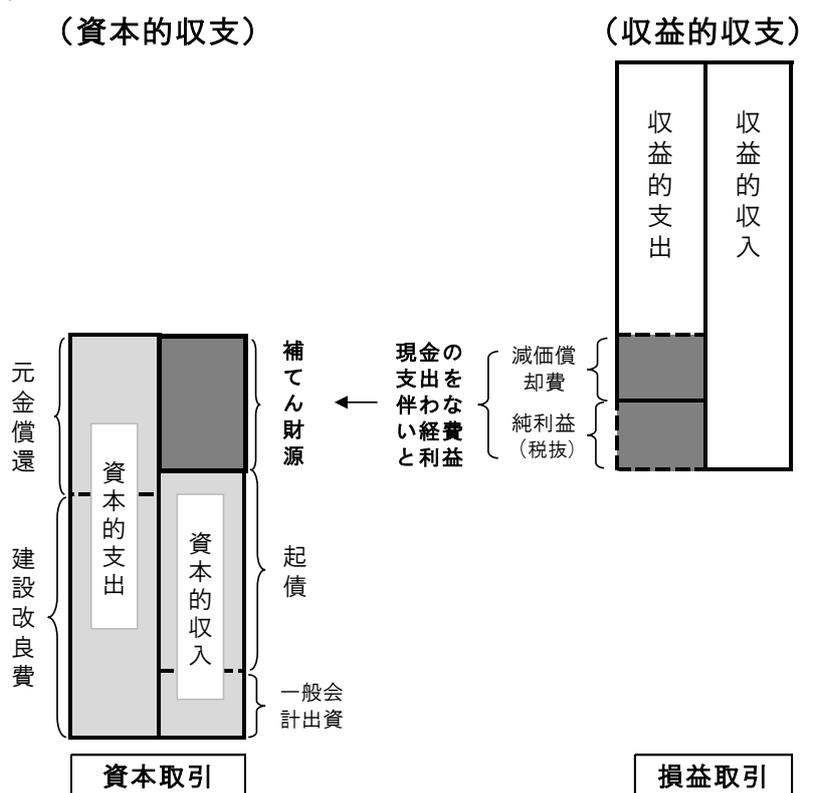
(単位：百万円)

		R元年度末 残高 (A)	増減額 (B)	R2年度末 残高 (A)+(B)
水道	元金	(2,798) 14,691	(△712) △1,902	(2,086) 12,788
	利息	1,797	△351	1,446
工業用水道	元金	(433) 17,373	(△206) 1,836	(226) 19,209
	利息	1,449	37	1,487
合計	元金	(3,230) 32,064	(△918) △66	(2,312) 31,998
	利息	3,246	△314	2,932
	計	35,310	△380	34,930

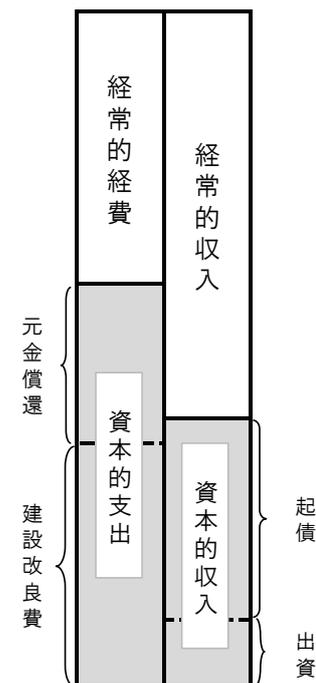
※元金欄上段の()書は、利率3%以上の企業債残高で内数。
 ※百万円未満四捨五入のため、合計が合わない場合があります。
 ※電気事業は、平成27年度で償還が完了しています。

(参考) 公営企業予算と官公庁予算

【公営企業会計のイメージ】



【一般会計のイメージ】



【事業関係】

1 水道用水供給事業

(1) 運営状況

本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

その後、事業統合や拡張事業を順次実施し、市水道事業への一元化を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営しており、県内18市町に水道用水を供給しています。

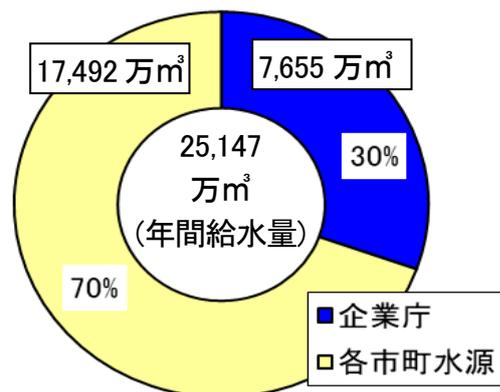
令和3年4月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366m³となっています。

令和元年度の企業庁の給水量は7,655万m³で、県全体の給水量2億5,147万m³の30%を占めています。

(令和2年度の企業庁の給水量は7,589万m³)

県内水道の給水量に 企業庁の水が占める割合

(令和元年度実績)



(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

水道料金は、原則、5年ごとに見直しを行っており、現在の水道料金は令和2年4月1日に改定を行っています。

基本料金・・・「基本水量」に「基本料金の料率 (円/m³・月)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量」に「使用料金の料率 (円/m³)」を乗じて得た金額

※詳細は、参考「水道料金の算定方法 (総括原価方式)」を参照

料金表 (令和3年4月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩水道用水供給事業
	北勢系 木曾川用水系	北勢系 三重用水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金の料率 (円/m ³ ・月)	700	1,710	2,230	2,430	960	780
使用料金の料率 (円/m ³)	39					

水道事業の概要【営業関係】

(令和3年4月1日現在)

事業名	水源 <浄水場>	計画 目標 年度	給水対象市町及び給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曾川水系	木曾川総合用水 (岩屋ダム) <播磨>	S60 四日市市 36,200 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系 三重水系	三重用水 <水沢>	H12 四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <播磨>	R7 四日市市 2,200 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 菰野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1
	中勢系 雲出川水系	雲出川 (君ヶ野ダム) <高野>	S60 津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <大里>	R7 津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道用水供給事業	櫛田川 (蓮ダム) <多気>	R2 伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62.5.1 全部給水: H27.4.1	
合 計			18市町	429,366	

※計画目標年度は、事業認可時において、施設能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度

水道事業の概要【確保水源】

(令和3年4月1日現在)

水 源	計画給水量 (m ³ /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43~ 平成6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46~ 平成3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)
合 計	172,050		114.3億円	

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額

(3) 経営目標

「三重県企業庁経営計画」では、事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次の経営目標を設定し、取組を推進していくこととしています。

ア 安全でおいしい水の供給

年間を通して水質基準に適合した水道水を供給するため、水源から分水（市町受水地点）までの一貫した水質管理を徹底するとともに、安全性やにおいなどに関する県民のニーズも踏まえた安全でおいしい水の供給をめざします。

イ 強靱な水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、水道用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

ウ 健全な事業運営の持続

給水人口や給水量が減少することが見込まれる将来においても、社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

(4) 経営目標達成に向けた取組

ア 安全でおいしい水の供給

県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化しています。

また、浄水処理機能を強化するため、全5浄水場の活性炭処理設備の整備（播磨、水沢、高野、多気の4浄水場には整備済み）を進めており、大里浄水場の活性炭処理設備の整備については、令和元年度に着手し、本年度に完了させることとしています。

イ 強靱な水道の構築

(ア) 耐震化

a 応急復旧期間の目標

平成27年6月に公表された「水道の耐震化計画等策定指針」(厚生労働省)に基づき、受水水道事業における応急復旧作業に必要な用水を供給するため、被災後の応急復旧期間の目標を「5日以内」としています。

b 主要施設

浄水場の浄水処理施設については、耐震詳細診断を実施した結果、全5浄水場の49施設のうち高野浄水場の6施設において耐震補強が必要であることが判明しました。この6施設の耐震化については、令和2年度に着手し、令和7年度に完了させることとしています。

また、浄水処理工程に必要な排水処理施設、災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池の耐震化を進めることとしています。

c 管路

管路については、総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路約160kmを耐震化の対象とし、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路約23.9kmと布設後40年以上を経過した管路約6.5kmのあわせて約30.4kmの耐震化を令和8年度までに完了させることとしています。



耐震管布設工事の施工状況
(内径 350 耗送水管布設替)

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

将来にわたり水道施設の機能を維持していくためには、的確に維持管理・更新を行い、トータルコストを縮減していく必要があります。

このため、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っています。



ポンプ設備の分解点検の状況
(送水ポンプ分解点検)

b 電気・機械設備

更新時期を迎える電気・機械設備については、平成29年度から令和8年度までの10年間で157設備を見込んでおり、引き続き、定期的に点検整備を実施するとともに、水需要の動向なども注視しつつ、効率的・効果的に更新を進めています。



更新が完了した水沢浄水場の緩速攪拌機
(令和2年度完了)

(ウ) 建設・拡張事業

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」（平成20年3月改定）に基づき、当庁が実施しています。

当該計画上、未整備となっている施設のうち、大里浄水場の凝集沈澱池等の整備については平成30年度に着手し、本年度の供用開始に向けて進めています。

また、取水・導水施設の整備については、令和7年度の供用開始に向けて取り組んでいます。



大里浄水場の凝集沈澱池等の整備状況
(令和3年4月現在)

(エ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況を踏まえて、主要施設であるポンプ所や調整池等の水道施設における対策の検討を進めることとしています。

ウ 健全な事業運営の持続

社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざすため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理の実践や、施設規模の適正化、広域連携などについて検討していきます。

(参考) 水道料金の算定方法 (総括原価方式)

当庁の水道料金は、全国の各水道事業者が料金算定の指針としている「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)に基づき、5年間の総括原価方式のもと、基本料金と使用料金により構成される「2部料金制」を採用しています。

1 基本料金 (資本費: 施設の建設・改良に要した費用)

$$\text{基本料金} = \frac{\text{支払利息} + \text{減価償却費} + \text{資本造成費}}{\text{(円/m}^3 \cdot \text{月)} \quad \text{基本水量 (一日最大給水量)} \times 12 \text{月} \times \text{料金算定期間}}$$

- (注) ア 支払利息: 施設の建設・改良等に要する資金に充てるため借り入れた企業債の利息
イ 減価償却費: 固定資産に投下された資本を料金で回収するもので、定額法を採用
ウ 資本造成費: 減価償却費を超える元金償還額がある場合に、その差額を計上

2 使用料金 (営業費用: 維持管理費)

$$\text{使用料金} = \frac{\text{維持管理費}}{\text{(円/m}^3) \quad \text{算定期間の全使用水量}}$$

- (注) ア 使用水量: 各市町の給水需要計画を基に算定
イ 維持管理費: 人件費、動力費、薬品費、修繕費、委託費、負担金、市町村交付金、物件費 (前記以外の経費で旅費、賃金、備用品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、その他)

※ 料金の平準化に向けて、各水系の使用料金を 39 円で一元化しているため、使用料金で回収すべき費用の一部が基本料金に含まれています。

3 超過料金

各水系の超過料金は、180円/m³で一元化しています。

4 料金算定期間

5年間を基本としています。

2 工業用水道事業

(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。

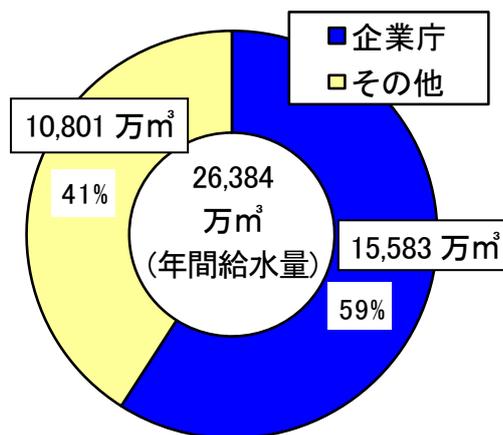
この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道の給水を開始しました。

令和3年4月1日現在の給水能力は、一日あたり911,500m³で、県内の91社104工場に工業用水を給水しています。

平成30年の企業庁の給水量は1億5,583万m³で、県全体の工業用水使用量2億6,384万³注の59%を占めています。

(令和2年の企業庁の給水量は1億5,642万m³)

県内工業用水の使用量に
企業庁の水が占める割合
(平成30年実績)



(注) 県全体の工業用水使用量は、最新の令和元年工業統計調査 (経済産業省) より引用

工業用水道事業の概要【営業関係】

(令和3年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約給水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	70社81工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(1,000,000) 840,000	754,990	昭和31年 4月1日	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	14社16工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	14,370	昭和46年 5月1日	昭和44年～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		91社104工場		(1,088,500) 911,500	807,860			(14,699,936) 69,255,243

※①給水能力の()内は全体計画量、事業費の()内は水源負担額 (外数)

②給水区域は、現在給水している区域

③中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし

④給水工場数の合計は、各事業別の数を積み上げたもの

工業用水道事業の概要【確保水源】

(令和3年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計	—	—	519,800	—	約296.4億円

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。また、「使用水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

工業用水道料金は事業ごとに設定しており、令和2年度に、令和3年度から5年間の料金について検討し、3事業とも料金を据え置きました。

基本料金・・・「基本使用水量 (m³/日)」(契約水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量 (m³/日)」(基本使用水量から休止水量^注を減じた水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額

注) 休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回(5月、11月)

※詳細は、参考「工業用水道料金の算定方法(総括原価方式)」を参照

料金表 (令和3年4月1日現在)

(単位: 円/m³)

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	14.5	4.0	37.0
中伊勢工業用水道事業	27.4	2.0	58.8
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

(3) 経営目標

「三重県企業庁経営計画」では、事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次の経営目標を設定し、取組を推進していくこととしています。

ア 強靱な工業用水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、工業用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

イ 健全な事業運営の持続

工業用水は産業活動にとって基礎的な要素であり、地域産業の振興、地域経済活性化のために必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

(4) 経営目標達成に向けた取組

ア 強靱な工業用水道の構築

(ア) 耐震化

a 応急復旧期間の目標

大規模地震による被災後の工場の操業については、水道、道路等の社会基盤が復旧してから開始されると考えられることや、阪神・淡路大震災での工業用水道の復旧状況を踏まえて、被災後の応急復旧期間の目標を「6週間以内」としています。

b 主要施設

主要施設である浄水場の浄水処理施設については、全3浄水場（沢地、伊坂、山村）の25浄水処理施設の耐震化を、本年度に完了させることとしています。



耐震化工事が完了した山村浄水場(2系)
(令和2年度完了)



耐震補強工事施工中の伊坂浄水場
(令和3年度完了予定)

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持していくためには、的確に維持管理・更新を行い、トータルコストを縮減していく必要があります。

このため、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っています。

b 管路

管路総延長約350 kmのうち、老朽化した管路の中でも特に重要度の高い主要幹線などを中心に、平成29年度から令和8年度までの10年間で約22.1 kmの管路の更新、69基の制水弁の取替を計画しています。



P I P 工法による既設管への鋼管挿入状況
(内径 1000 耗 P C 管布設替)



不断水工法による制水弁の設置状況
(内径 800 耗制水弁取替)

c 電気・機械設備

更新時期を迎える電気・機械設備については、平成29年度から令和8年度までの10年間で129設備を見込んでおり、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新します。

(ウ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況を踏まえて、主要施設であるポンプ所や配水池等の工業用水道施設における対策の検討を進めることとしています。

イ 健全な事業運営の持続

社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営を持続していくため、的確な水需要予測やアセットマネジメントによる資産管理を実践するとともに、施設規模の適正化などについて検討していきます。

(参考) 工業用水道料金の算定方法 (総括原価方式)

当庁の工業用水道料金は、「工業用水道料金算定要領」(経済産業省)に基づき総括原価方式により算定しており、基本料金と使用料金からなる2部料金制を採用しています。

1 基本料金 (固定的経費)

$$\text{基本料金 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{経費} + \text{減価償却費} + \text{支払利息} - \text{控除項目}}{\text{基本使用水量 (m}^3\text{/日)} \times \text{料金算定期間}}$$

- (注) ア 経 費 : 人件費、修繕費、負担金、その他維持管理費
イ 減価償却費 : 固定資産の価値減耗費
ウ 支払利息 : 企業債の支払利息
エ 控除項目 : 施設使用料、公舎等貸下料、受取利息、長期前受金戻入

2 使用料金 (変動的経費)

$$\text{使用料金 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{動力費} + \text{薬品費} + \text{汚泥処理費}}{\text{使用水量 (m}^3\text{/日)} \times \text{料金算定期間}}$$

※使用水量 = 基本使用水量 - 休止水量

- (注) オ 動力費 : 取水、導水、浄水、配水に係る電力費 (消費電力料金及び契約電力料金)
カ 薬品費 : 浄水処理に必要な薬品費
キ 汚泥処理費 : 汚泥脱水機の運転管理や汚泥処分等の汚泥処理費
ク 休止水量 : 使用者が企業庁に工業用水の使用の全部または一部の休止を申し出て、それを企業庁が承認した水量

3 超過料金

$$\text{超過料金 (円/m}^3\text{)} = (\text{基本料金} + \text{使用料金}) \times 2$$

4 料金算定期間

5年間を基本としています。

3 電気事業（RDF焼却・発電事業）

(1) 事業概要

本県のRDF焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として、平成14年12月から企業庁が運営を開始しました。

三重ごみ固形燃料発電所^(※1)は、平成15年8月19日の貯蔵槽爆発事故発生に伴い運転を停止しましたが、安全対策等の施設改修及び危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16年9月21日から運転を再開し、安全・安定運転に努めてきました。

RDF焼却・発電事業の事業期間については、平成30年7月19日に開催された三重県RDF運営協議会総会において、「製造団体^(※2)は、令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」ことなどが決議されました。これを受けて、RDF製造団体は令和元年8月から9月にかけて、順次、新たなごみ処理体制に移行し、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は令和元年9月17日をもって終了しました^(※3)。

現在、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けた取組を進めています。

※1 発電所の概要

設置場所：桑名市多度町力尾地内

処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式

処理能力：240t/日（120t/日×2系列）

発電出力：12,050kW

※2 RDF製造団体（5団体12市町）

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町、大台町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
伊賀市	—
紀北町	—

※3 RDF焼却・発電実績

	RDF処理量(t)	供給電力量(MWh)
累計(H14~R1)	752,764	約795,251

(2) RDF焼却・発電事業の終了に向けた取組

「三重県企業庁経営計画」に基づき、関係市町及び関係部局と協議を行い、事業の円滑な終了に向けて取り組んでいくこととしています。

- ① RDF処理委託料の清算を令和2年度と令和3年度の2カ年に分けて行うこととしており、関係市町と協議のうえ令和3年度分の清算を行います。

<令和2年度清算額 300,000千円>

<令和3年度清算見込額 413,803千円>

- ② RDF焼却・発電施設の撤去工事については、周辺環境や安全対策に十分配慮して進めるとともに、ホームページの開設等により地域住民に工事の情報を提供していきます。また、地域住民や学識経験者で構成する「安全管理会議」において、周辺環境の状況や安全対策の実施状況等を報告し、ご意見を工事の施工に反映していきます。

<工事概要>

工事名 : RDF焼却・発電施設撤去工事
 工事場所 : 桑名市多度町力尾地内
 工事契約金額 : 1,609,520,000円(税込)
 契約期間 : 令和3年1月28日～令和5年1月27日
 受注者 : 安藤・間・日本土建・ナガシマ特定建設工事共同企業体

工事工程(予定)

項目	時期	令和3年度				令和4年度				
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
施設撤去工			■							
汚染土壌入替工				■						
その他		■ 準備工							■ 整地工、後片付け	



RDF焼却・発電施設撤去範囲



仮囲い設置状況

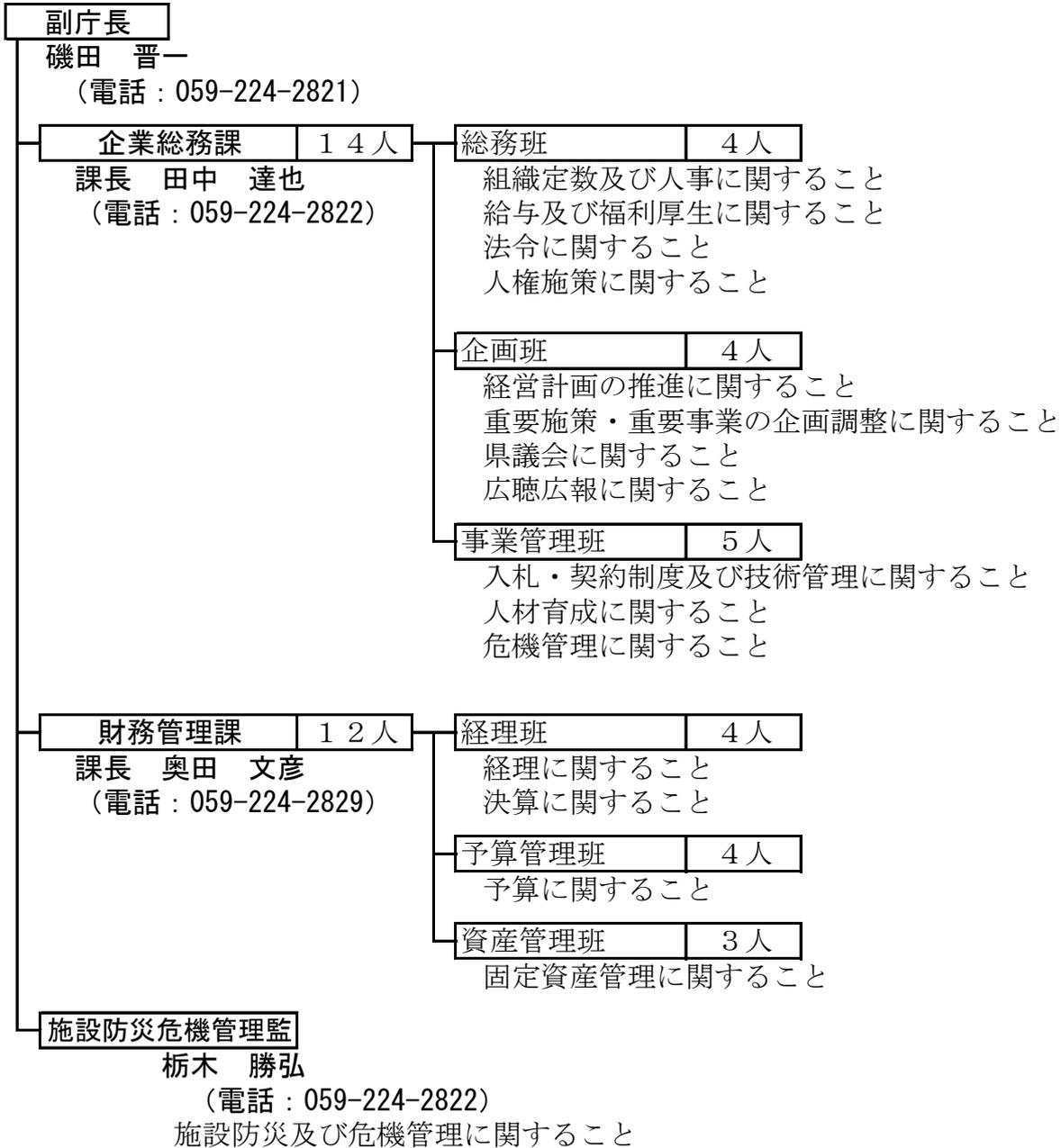
- ③ 事業の総括については、関係部局と連携して進めることとし、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの意見も確認し、令和3年度中に中間的な報告を行います。そして、すべての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう取組を進めます。

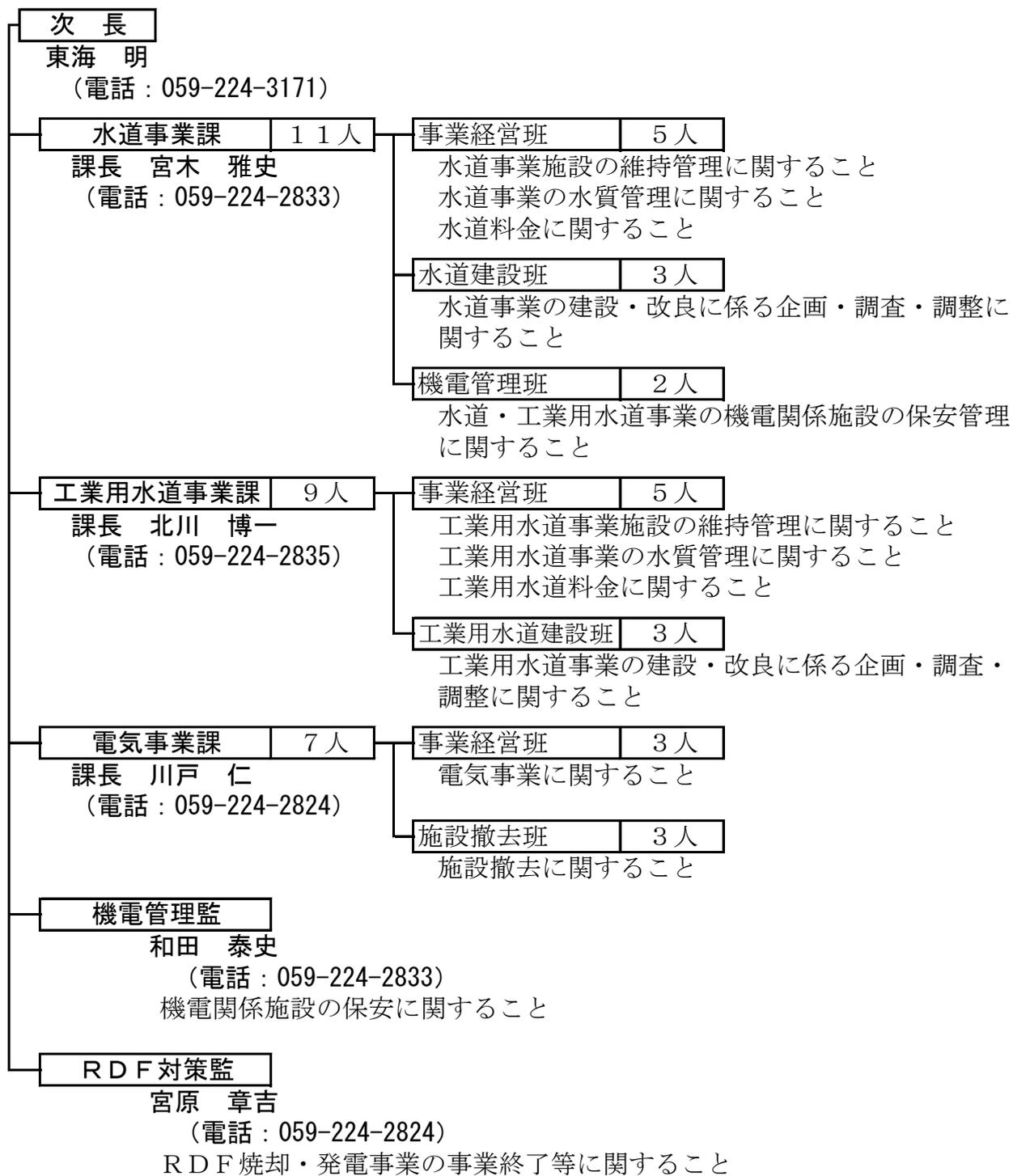
- ④ 電気事業会計の清算及び財産の引継ぎについては、関係部局と連携して進めていきます。

【資料】

企業庁事務分掌（本庁）

本庁職員数 58人





「三重県企業庁経営計画」改定方針

1 計画改定の趣旨

三重県企業庁経営計画（以下「経営計画」という。）については、将来にわたり健全で安定した経営を実現していくため、30年から40年程度先までの事業環境を見通したうえで、10年間（平成29年度～令和8年度）の計画として平成29年3月に策定しました。その後、計画の進捗管理にあたっては、各事業の経営目標について、毎年、定期的にPDCAサイクルによる検証・改善を行っているところです。

令和3年度は経営計画の策定から5年目となり、折り返し地点を迎えることから、計画の最終年度に向けてより充実したものに見直していくため、経営計画策定後の状況の変化などを踏まえ、令和3年度中に改定を行います。

2 現行計画の概要（別紙1参照）

（1）計画の位置づけ

「みえ県民力ビジョン」の企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、国から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づけています。

（2）経営の基本

企業庁は、「県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献する」という経営理念のもと、安全で安心できるサービスを強靱な体制で持続して提供できるよう、「信頼とパートナーシップの構築」など5つの行動基軸に基づき取組を進めます。

この経営理念と行動基軸を経営の基本と位置づけ、時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業をめざしていきます。

（3）主な成果指標に係る進捗状況

事業	成果指標	令和2年度 実績値	令和8年度 目標値
水道用水供給	浄水場の耐震化率	87.8%	100%
	管路の耐震適合率	65.3%	69.2%
工業用水道	浄水場の耐震化率	68.0%	100%
	管路の耐震適合率	62.5%	66.9%

3 改定の方向性

(1) 経営の基本及び計画期間

経営の基本については、当庁にとって普遍的なものであり、現行計画策定後の状況の変化に影響されるものではないことから踏襲することとし、計画期間中の今後5年間（令和4年度～令和8年度）の計画内容について改定します。

(2) 主な計画内容の見直し

- ・ 水道用水供給事業及び工業用水道事業について、耐震詳細診断の結果を踏まえ、引き続き、主要施設の耐震化等に取り組むとともに、財政収支を見据えつつ、優先度を勘案しながら前倒しを検討します。
- ・ 近年の全国各地における台風や集中豪雨に伴う災害の状況を踏まえ、「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」を新たに追加します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、デジタル強靱化社会の構築が喫緊の課題となっていることを踏まえ、デジタル化による業務改善等を推進するための取組を検討し、計画内容に反映していきます。

4 今後のスケジュール（案）

令和3年	6月	防災県土整備企業常任委員会（骨子案の説明）
	11月	三重県企業庁経営懇談会（中間案の説明）
	12月	防災県土整備企業常任委員会（中間案の説明）、 パブリックコメント、関係者（市町・ユーザー等）意見照会
令和4年	2月	三重県企業庁経営懇談会（最終案の説明）
	3月	防災県土整備企業常任委員会（最終案の説明）、 計画改定・公表

現行の「三重県企業庁経営計画」の概要

別紙 1

第1章 策定の趣旨

- 1 目的
将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして策定
- 2 計画の位置づけ
三重県の戦略計画「みえ県民カビジョン」の実行計画として位置づけるとともに、総務省及び厚生労働省から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づけ
- 3 計画期間
平成29年度から令和8年度までの10年間

第2章 経営の基本

- 1 経営理念（存在意義）
公共性と経済性を両立させたいと、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献
- 2 ビジョン（将来の状態）
時代の要請に的確に答え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業
- 3 ミッション（使命・担うべき役割）
◇「安全」で「安心」できるサービスを提供
◇「強靱」な体制で「持続」してサービスを提供
- 4 経営にあたっての行動軸
「信頼とパートナーシップの構築」「コンプライアンスの推進」「健全な経営」「絶え間ない検証・改善」「環境保全と社会貢献」

第3章 各事業の現状と課題

平成29年3月策定時の各事業の現状と課題

第4章 事業別の展開

○水道用水供給事業

- 【経営目標】 ア 安全でおいしい水の供給
【取組】 (ア) 適切な水質管理 (イ) 水質管理の強化（管理目標値の設定） (ウ) 浄水処理施設の強化
- 【経営目標】 イ 強靱な水道の構築
【取組】 (ア) 耐震化 (イ) 老朽化対策 (ウ) 施設の長寿命化
- 【経営目標】 ウ 健全な事業運営の持続
【取組】 (ア) アセットマネジメントによる適正な資産管理 (イ) 施設規模の適正化 (ウ) 広域連携 (エ) 料金制度の最適化 (オ) 官民連携

○工業用水道事業

- 【経営目標】 ア 強靱な工業用水道の構築
【取組】 (ア) 耐震化 (イ) 老朽化対策 (ウ) 施設の長寿命化
- 【経営目標】 イ 健全な事業運営の持続
【取組】 (ア) 的確な水需要の予測 (イ) アセットマネジメントによる適正な資産管理 (ウ) 施設規模の適正化 (エ) 料金制度の最適化 (オ) 官民連携

○電気事業

- 【経営目標】 ア 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転
【取組】 (ア) 安全・安定運転の取組 (イ) R D F 焼却・発電事業の終了への対応 (ウ) 電気事業の清算及び財産の引継ぎ

○各事業共通の展開

- 【経営目標】 ア 経営基盤の強化
【取組】 (ア) 組織・定員・給与・人事管理 (イ) 人材育成・技術継承 (ウ) 危機管理 (エ) 資金・資産の管理・活用 (オ) 経営の品質向上
- 【経営目標】 イ 地域社会との信頼構築
【取組】 (ア) 情報提供とコミュニケーション (イ) コンプライアンス (ウ) 地域貢献 (エ) 環境配慮

第5章 計画の推進

- 1 進行管理 各事業の経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理及びPDCAサイクルによる検証・改善
- 2 外部からの意見聴取 市町、ユーザー、有識者など外部から事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を定期的に聴取